



すべての児童生徒が笑顔で
学校生活を送れるように!!

高知県立中村特別支援学校

いじめ防止基本方針

平成 30 年 9 月（改定）

高知県立中村特別支援学校

中村特別支援学校いじめ防止基本方針

高知県立中村特別支援学校

平成30年9月3日改定

はじめに

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）及び「高知県いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）に基づき、この「中村特別支援学校いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）を定める。

本校は、知肢併置校であり、知的障害又は肢体不自由のある児童生徒一人一人の特性に応じた教育を行い、日常生活に必要な基礎的態度・知識・能力・体力を養うことで、その可能性を最大限に伸ばし、社会の一員として自立を目指して生きていく児童生徒を育てている。

本校においても、人との付き合い方や相手の気持ちを理解することが難しく、人間関係の中で心理的・物理的に心身の苦痛を感じている児童生徒がいる。児童生徒間でのいじめを防止するためには、一人一人がもつ特性から生じる行為や行動を正しく理解し、お互いを認め合える人間関係をつくること及び人権感覚を育むことが大事である。また、いじめはどのような行為・行動からも起こりうるということを念頭におき、全教職員で本基本方針に基づいて全児童生徒を対象に、「いじめをしない、させない、許さない」ことを徹底し、いじめ防止のための対策を推進していく。

第1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、児童生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

学校は、教育活動全体を通じてすべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

(2) いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

○いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

(3) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（本校では「いじめ防止等対策委員会」）を活用して行う。

(4) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

○加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

○ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止等対策委員会で情報共有することは必要となる。

第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

第4 「いじめ防止等対策委員会」

本委員会は、本校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

(1) 組織の構成員

本委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭とする。その他、ケースに応じて、学部主事、関係の深い教職員、スクールカウンセラー等を追加する。

(2) 組織の役割

2

① 未然防止

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

・児童生徒及び保護者に対して、いじめ防止等対策委員会の存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。(PTA 総会、開かれた学校づくり推進委員会等での説明)

○児童生徒に対して、定期的なアンケート(児童生徒生活アンケート)を実施する。

② 早期発見・事案対処

○いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。

○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

・教職員が「いじめ防止」の意識をもって、日々児童生徒の変化に気付く目を持ち、児童生徒の情報共有を行う(児童生徒の行動で気にかかることは、メモし、伝え合う)など、いじめの早期発見に努める。

○いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があったときに緊急会議を開催する。

・情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

○いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

◇被害を受けた児童生徒を守り通すこと

◇被害を受けた児童生徒のケアと加害児童生徒の指導

・支援会議を開いて、指導の共有化を図る。(調査・支援体制の構築、保護者・寄宿舍等との連携)

◇一次支援：学級・ホームルーム、学年・学部を中心とした対応

◇二次支援：学校全体での対応

◇三次支援：学校全体で外部の専門家を交えての対応

③ いじめ防止基本方針に基づく取組

○いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

・いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート(教職員用、児童生徒用、保護者用等)の作成・検証・修正

○いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

○いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCA サイクルの実行)

(3) 組織運営上の留意点

- ① 本委員会の委員長は、教頭で、各学期1回の会を招集する。
- ② 支援会議は、ケースに応じて行う。
- ③ 本委員会の対応は、ケースに応じて一次・二次・三次支援の段階を見極めて行う。
- ④ 重大事態が発生した場合は、本委員会の情報をもとに、速やかに「重大事態委員会」を設置し、調査を行う。

第5 いじめ防止のための取組

(1) 学校づくり・授業づくり

- ① 全ての児童生徒が安心・安全に学べる学校づくりを進める。
- ② 児童生徒一人一人を大事にし、学級・ホームでの居場所をつくる。
- ③ 児童生徒に学ぶ意味を伝え、すべての児童生徒が役割をもって主体的に参加できる授業づくりに取り組む。
- ④ 授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の三機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育てる）の視点を位置付けた取組を推進する。

(2) 集団づくり・児童生徒理解

- ① 児童生徒が、自己の障害受容を進めるとともに、他者の障害についての理解を深める。
- ② お互いを認め合える人間関係をつくりだしていく。
- ③ 児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付くことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような集団を意識した教育活動を展開する。
- ④ 学級活動、ホームルーム活動の時間など、ホームルーム単位の指導を、児童生徒のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置付けるたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるようにする。

(3) 児童生徒指導

- ① 学習規律の徹底を図り、すべての児童生徒が気持ちよく授業等に参加し、学べるよう指導をする。
- ② いじめている児童生徒や周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認することがないようにする。
- ③ 児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけをする。
- ④ インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

(4) 教職員の資質・能力の向上

- ① 積極的に公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を設け、いじめ防止のための年間指導計画に位置付け、実施していく。
- ② 教職員の不適切な認識や言動、差別 4 的な態度や言動が、児童生徒を傷つけた
り、他の児童生徒によるいじめを助長 したりすることがないようにする。
- ③ 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を児童生徒
に対して示さない。
- ④ 児童生徒とのふれあいを大切に、信頼関係の構築に努める。
- ⑤ 児童生徒の様子を積極的に家庭に情報発信し、保護者との連携を一層深める。

第6 P T Aや地域の関係団体等との連携

いじめは保護者と学校が一体となって、問題の把握や解決に向けた取組を行い、児童生徒が安心して学べる学校をつくることが大事である。また、開かれた学校づくり推進委員会など地域や福祉・教育機関の協力を得て、いじめ防止等対策委員会の取組についても検証を行う。

第7 重大事態への対処

「重大事態」が発生した場合は、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）を参考として、適切に対処する。

（1）重大事態とは次のような状況をいう。

- ① 次のような、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② 相当の期間（年間30日を目安として）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

（2）重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した場合、学校は直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

（3）調査の趣旨及び調査主体について

- ① 重大事態に係る事実関係の調査を行うに当たっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとられるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該児童生徒に対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

（4）調査を行うための組織について

① 学校が調査の主体となる場合、当該重大事態に係る調査を行うため、いじめ防止等対策委員会を母体として、速やかに「重大事態対策委員会」を組織する。

② 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

（５）事実関係を明確にするための調査の実施

① いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

（６）調査実施におけるその他の留意事項

- ① 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、ときには事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。
- ② 事案の重大性を踏まえ、児童生徒に関して、出席停止措置が必要と判断した場合は、県教育委員会が示している「問題行動等に係る出席停止措置の運用について（参考資料）」等を参考にしながら、適切に運用することが求められる。

いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

平成26年 4月 1日策定

平成30年 3月 7日改定

平成30年 9月 3日改定

